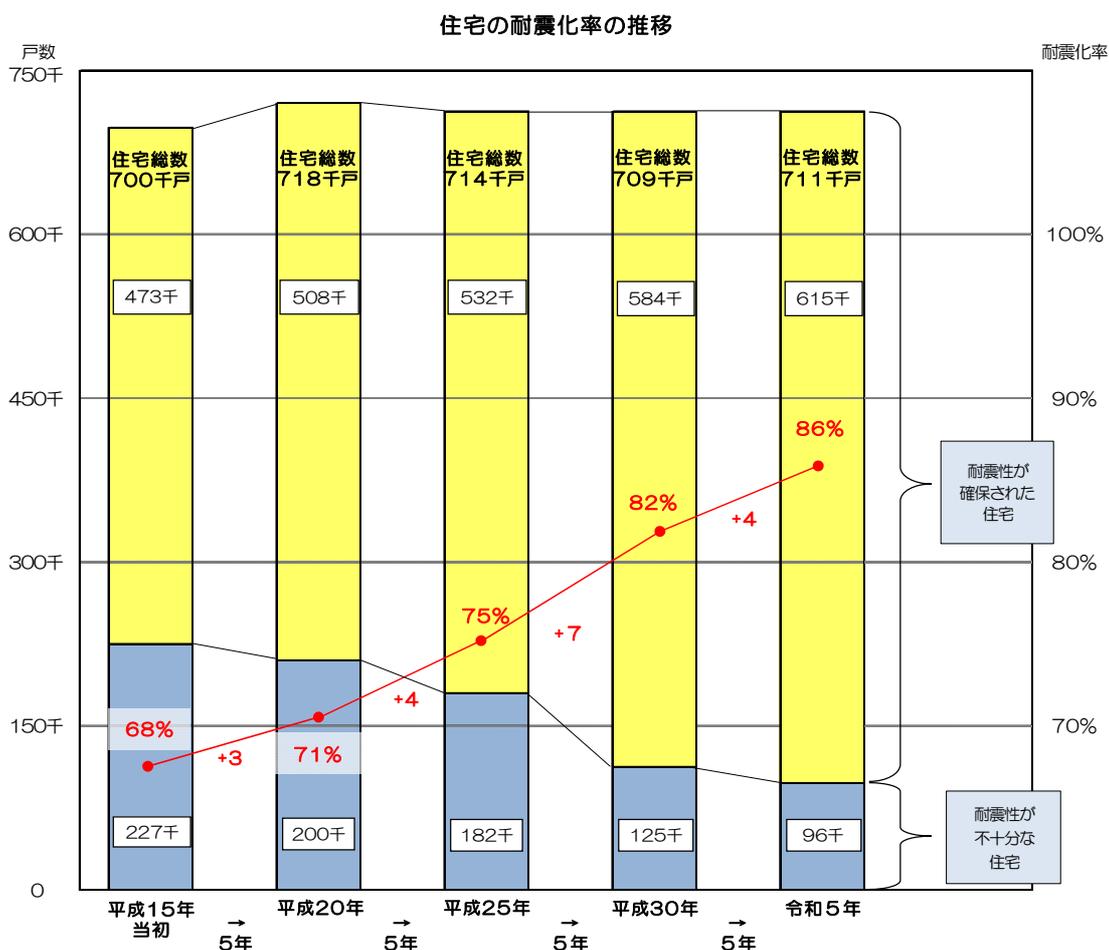


鹿児島県建築物耐震改修促進計画（令和4年度改定）の評価等について
 （計画期間 令和4年度～令和12年度）

同計画を進めるべく、下記について目標となる耐震化率を設定し、耐震化に向けた施策に取り組んできたところである。

下記結果を踏まえ、引き続き耐震化に取り組むこととしている。

住宅の耐震化率	
目標の設定	令和12年までに耐震性が不十分な住宅の割合をおおむね解消する。
目標に向けて取り組んだ施策	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえた耐震診断及び耐震改修の必要性についての普及啓発 ・パンフレット等の配布による情報提供 ・木造住宅耐震技術講習会の開催による技術者の育成 等
目標の達成状況	令和5年で86%
目標の達成状況を踏まえた計画への反映	令和8年3月の同計画改定において、計画期間を令和17年度まで延長するとともに、以下のとおり目標を見直し、引き続き耐震化の取組を行っていく。 改定目標「令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。」



注1 総務省「令和5年住宅・土地統計調査」を基に推計

注2 グラフの数値は四捨五入等の端数処理により、実際の数値とは異なる事があります。

特定建築物※1の耐震化率

目標の設定	<p>特定建築物</p> <p>令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する。</p> <p>そのうち耐震診断義務付け対象建築物</p> <p>令和7年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する。</p>		
目標に向けて取り組んだ施策	<ul style="list-style-type: none"> ・法により耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物について、所有者の費用負担を軽減するための補助 ・新耐震基準に適合しない特定建築物の所有者に対する指導・助言 ・建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえた耐震診断及び耐震改修の必要性についての普及啓発 等 		
目標の達成状況	<p>特定建築物の耐震化率について、令和6年度末で91.9%(県調査)</p> <p>そのうち耐震診断義務付け対象建築物※2は84.8%(県調査)</p>		
目標の達成状況を踏まえた計画への反映	<p>令和8年3月の同計画改定において、以下のとおり目標を見直し、引き続き耐震化の取組を行っていく。</p> <table border="1"> <tr> <td>改定目標</td> <td> <p>特定建築物</p> <p>令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する。</p> <p>そのうち耐震診断義務付け対象建築物</p> <p>令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する。</p> </td> </tr> </table>	改定目標	<p>特定建築物</p> <p>令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する。</p> <p>そのうち耐震診断義務付け対象建築物</p> <p>令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する。</p>
改定目標	<p>特定建築物</p> <p>令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する。</p> <p>そのうち耐震診断義務付け対象建築物</p> <p>令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する。</p>		

※1 特定建築物

多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの(例:3階建以上かつ1,000㎡以上のホテル、病院など)

※2 耐震診断義務付け対象建築物

市町村庁舎や避難所等の防災拠点施設及びホテル、店舗等の大規模建築物で一定規模以上のもの

